

「ICTサービス安心・安全研究会
個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG（第5回）」

IPアドレス共有時における発信者情報 開示と現状の課題

2015年5月20日

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

概要

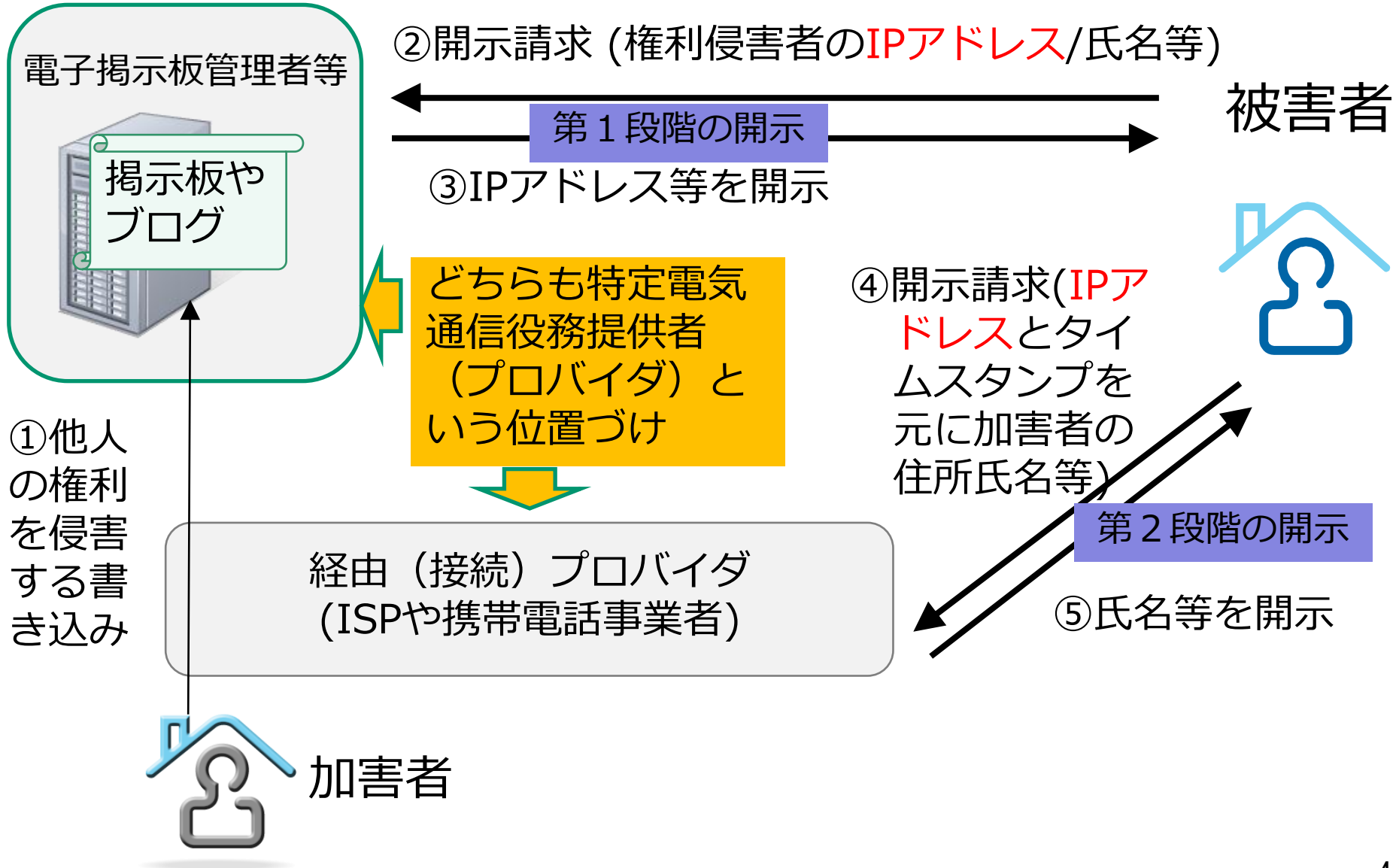
- ISPがプロバイダ責任制限法に基づき発信者情報を開示する場合、主にIPアドレスを用いて、契約者の特定を行っております。
- 携帯電話インターネットでは従来より、1個のIPv4アドレスを複数の利用者が共用することが一般的でした。
- 固定通信のインターネット接続では、従来IPアドレスの共有は主流ではありませんでした。しかしIPv4アドレス枯渇で2013年よりIPアドレス共有のサービスを行うISPが急激に増え、今日では大手ISPを初めとして数十社が、契約者に対し共有IPアドレスを提供していると見られます。今年開始されたNTT東西の光サービス卸の開始により、ISPの新規参入や既存利用者の転用*が多数見られることから、この共有IPアドレスの利用者が一層増加しつつあると思われます。

*転用とは、NTT東西が提供しているフレッツ光の利用者が、NTT東西の光サービス卸の開始に伴い、ISPなどの光サービス卸を受ける事業者がNTT東西から仕入れて提供する光回線に契約変更することを言います。

概要（続）

- IPアドレスが共有される場合、ISPではIPアドレスに加え、IPプロトコルの中のポート番号という情報を用いて、利用者の特定を行っています。
- 現在のプロバイダ責任制限法の省令では、発信者の特定のための情報として、住所、氏名、メールアドレス、IPアドレス、携帯の場合の利用者識別番号、SIMカードの識別番号とタイムスタンプのみが限定列挙されており、ポート番号が含まれておりません。
- このため、電子掲示板管理者等が開示した情報にポート番号が含まれていないと、ISP側で利用者の特定ができない場合があります。

発信者情報開示の仕組み



IPv4アドレスの在庫の枯渇

IPv4アドレスは世界で約43億個ありますが、日本では2011年4月15日に新規の割り振りが終了しており、あとはISP事業者の手持ち分のみでの状況です。

IPv4アドレスの在庫状況

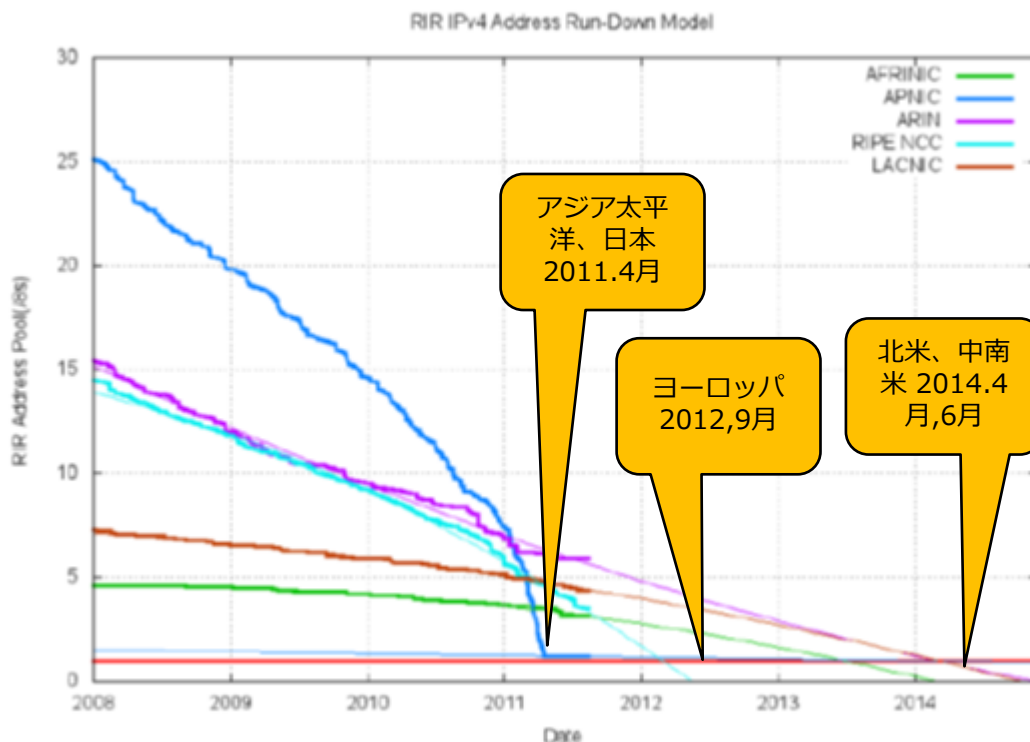
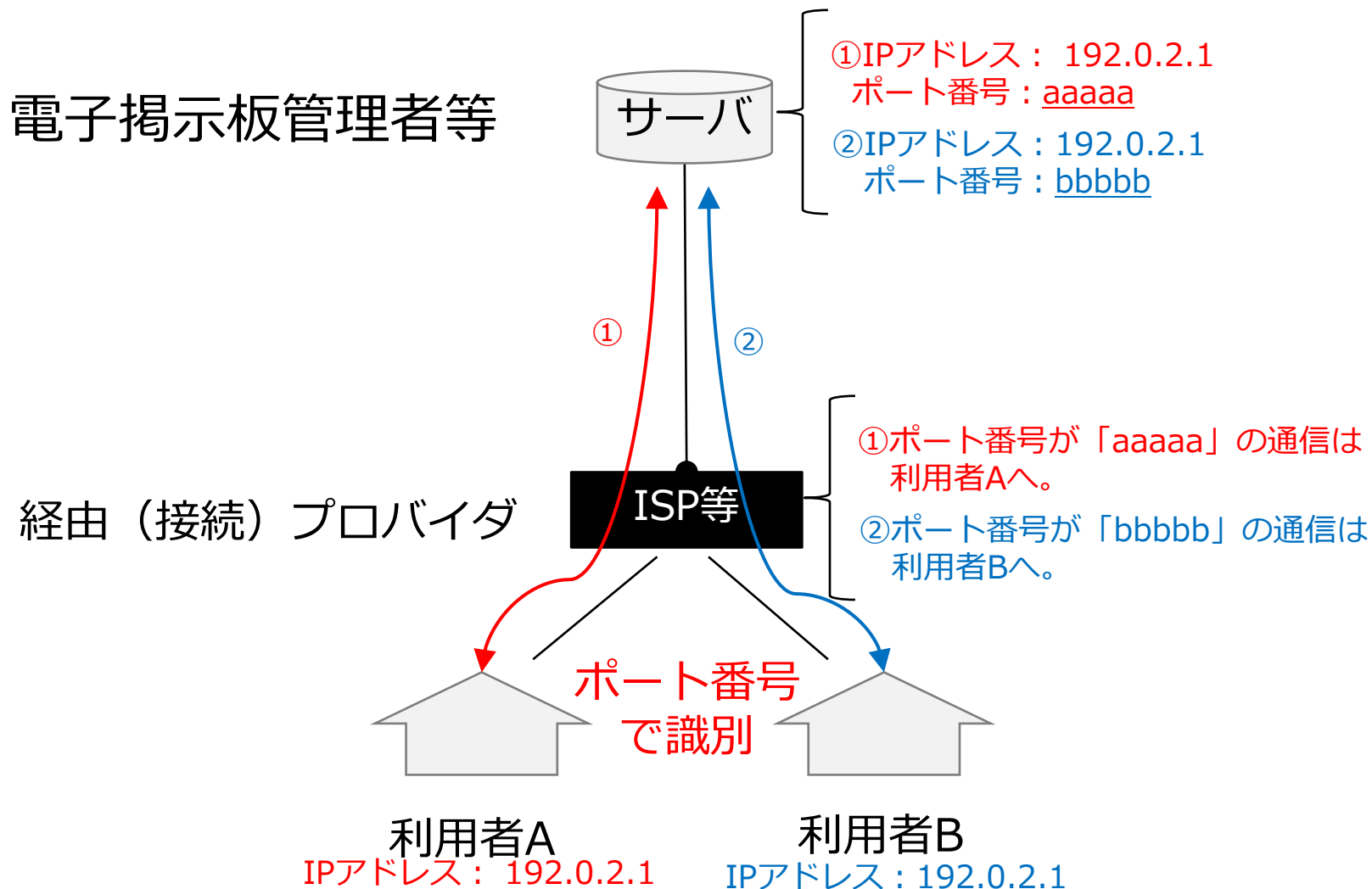


図 1-3 RIR 毎の IPv4 アドレス在庫¹

総務省 IPv6 によるインターネット利用高度化に関する研究会 第三次報告書より

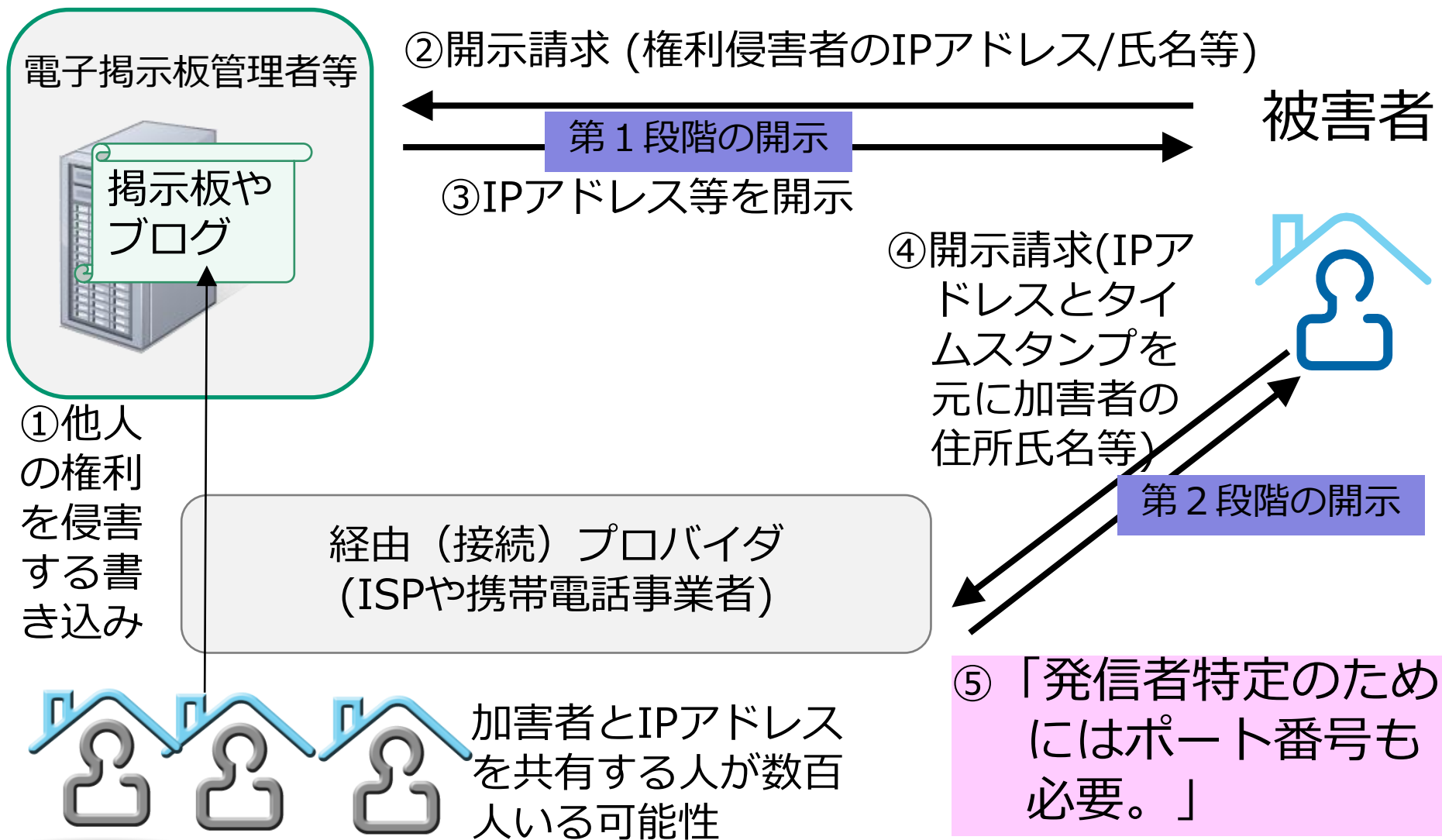
IPv4アドレス共有時の通信のイメージ



※ IPアドレスとタイムスタンプ情報だけでは、経路プロバイダは、利用者Aの通信か利用者Bの通信か判別できない。

IPv4アドレス共有時の発信者情報特定の難しさ

ポート番号の開示請求手続が定められていない。



現行の省令について

電子掲示板管理者等が開示した情報にポート番号が含まれていないと、ISP側で利用者の特定ができない。

【プロバイダ責任制限法】

被害者はプロバイダ等に対し、発信者情報(氏名、住所その他の情報であって**総務省令で定めるもの**)の開示を請求することができる。

【総務省令】(現行)

総務省令で定めるものは、発信者の:

- 氏名・住所
- メールアドレス
- IPアドレス
-

ポート番号の記載無し。

まとめ

IPアドレスだけでは発信者が特定できない可能性があるため、被害者が電子掲示板管理者等に対してポート番号の開示を請求できるように、省令でポート番号を開示対象として含めるべきではないでしょうか？

【参考】 プロバイダ責任制限法の省令の該当部分

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項 に規定する侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称
- 二 発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所
- 三 発信者の電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）
- 四 侵害情報に係るIPアドレス（インターネットに接続された個々の電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号 に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を識別するために割り当てられる番号をいう。）
- 五 侵害情報に係る携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）からのインターネット接続サービス利用者識別符号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（端末設備（電気通信事業法第五十二条第一項 に規定する端末設備をいう。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項 に規定する自営電気通信設備をいう。）と接続される伝送路設備をいう。）のうちその一端がブラウザを搭載した携帯電話端末等と接続されるもの及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務（同法第二条第三号 に規定する電気通信役務をいう。）をいう。以下同じ。）の利用者をインターネットにおいて識別するために、当該サービスを提供する電気通信事業者（同法第二条第五号 に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号であつて、電気通信（同法第二条第一号 に規定する電気通信をいう。）により送信されるものをいう。以下同じ。）
- 六 侵害情報に係るSIMカード識別番号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者との間で当該サービスの提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいい、携帯電話端末等に取り付けて用いるものに限る。）を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。）のうち、当該サービスにより送信されたもの
- 七 第四号のIPアドレスを割り当てられた電気通信設備、第五号の携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る携帯電話端末等又は前号のSIMカード識別番号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたものに限る。）に係る携帯電話端末等から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻